

# 安全データシート (SDS)

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : スケルトン  
化学品の推奨用途 : 浴場用洗浄剤  
整理番号 : SDS 82-04  
供給者の会社名称、住所及び電話番号  
供給者の会社名称 : クリアライト工業株式会社  
住所 : 岐阜県関市山田1539-3  
電話番号 : 0575-27-3051  
FAX 番号 : 0575-27-3053  
担当部署 : 技術部  
緊急連絡先電話番号 : 0575-27-3051

作成年月日 : 2007年 4月 1日 改訂年月日 : 2024年 4月 1日

## 2. 危険有害性の要約

### <GHS 分類>

#### 物理化学的危険性

全ての項目において「区分に該当しない」もしくは「分類できない」である。

#### 健康に対する有害性

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 急性毒性（吸入：粉じん、ミスト） | : 区分 4         |
| 皮膚腐食性／刺激性        | : 区分 1         |
| 眼に対する重篤な損傷／眼刺激性  | : 区分 1         |
| 呼吸器感作性           | : 区分 1         |
| 特定標的臓器毒性（単回ばく露）  | : 区分 2（呼吸器系）   |
| 特定標的臓器毒性（反復ばく露）  | : 区分 2（呼吸器系、歯） |

#### 環境に対する有害性

水生環境有害性 短期（急性） : 区分 2

（注）記載なきGHS分類区分：区分に該当しない／分類できない

### ラベル要素

#### 絵表示又はシンボル



注意喚起語：危険

## 危険有害性情報

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

吸入すると有害

吸入するとアレルギー性ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ

呼吸器系の障害のおそれ

長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器系、歯の障害のおそれ

水生生物に毒性

## 注意書き

### 【安全対策】

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。

取扱い後は手や顔をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

環境への放出を避けること。

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。

### 【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念が有る場合：医師に連絡すること。

直ちに医師に連絡すること。

気分が悪い時は医師に連絡すること。

気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。

呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

### 【保管】

施錠して保管すること。

### 【廃棄】

内容物／容器を地方／国の規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

成分及び含有量

| 成分名   | 含有量 (wt%) | CAS No.   | 化審法 No.   |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 塩酸    | 10%未満     | 7647-01-0 | (1) - 215 |
| 無機酸   | 非公開       | 非公開       | 非公開       |
| 界面活性剤 | 非公開       | 非公開       | 非公開       |

### 4. 応急措置

- 吸入した場合： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合： 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。
- 眼に入った場合： 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合： 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

### 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤： この製品自体は燃焼しない。  
周辺環境に適した消火剤を使用する。
- 使ってはならない消火剤： 情報なし
- 特有の危険有害性： 火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法： 不燃物で燃焼しないが、周辺火災の場合には、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には、容器および周囲に散水して冷却する。
- 消火を行う者の保護： 適切な空気呼吸器、防護服（耐熱性）を着用する。

### 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項，保護具及び緊急時措置： 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。  
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。関係者以外の立入りを禁止する。  
風上に留まる。  
低地から離れる。  
漏洩場所を換気する。  
ガスが拡散するまでその区域を立入禁止とする。
- 環境に対する注意事項： 環境中に放出してはならない。
- 封じ込め，浄化の方法及び機材： 危険でなければ漏れを止める。
- 回収・中和： 漏洩した液が少量の場合、漏洩した液は土砂等に吸着させて取り除くか、又はある程度水で徐々に希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。  
漏洩した液が多量の場合漏洩した液は土砂等でその流れを止

め、これに吸着させるか、又は安全な場所に導いて遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取扱い | <ul style="list-style-type: none"><li>・「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。</li><li>・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。</li><li>・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。</li><li>・屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。</li><li>・環境への放出を避けること。</li><li>・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。</li><li>・取扱い後はよく手を洗うこと。</li></ul> |
| 保管  | <ul style="list-style-type: none"><li>・日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。</li><li>・容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</li><li>・施錠して保管すること（毒劇物）。</li></ul>                                                                                                                                                        |
| 容器  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ポリエチレン製容器</li><li>・消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。</li></ul>                                                                                                                                                                                           |

## 8. ばく露防止及び保護措置

- |      |   |                                                                                                                                                                                                              |
|------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理濃度 | : | 未設定                                                                                                                                                                                                          |
| 許容濃度 | : | <ul style="list-style-type: none"><li>・ACGIH (TLV) TWA C5 ppm 7.5mg/m<sup>3</sup> (塩化水素)</li><li>・OSHA (PEL) TWA 5 ppm 7mg/m<sup>3</sup> (塩化水素)</li><li>・日本産業衛生学会 5 ppm 7.5mg/m<sup>3</sup> (塩化水素)</li></ul> |
| 設備対策 | : | 適切な局所排気装置・換気装置等を使用する。<br>取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。                                                                                                                                                     |
| 保護具  | : | 状況に応じた適切な呼吸用保護具を使用する。保護手袋を着用する。保護眼鏡や保護面を着用する。保護衣を着用する。                                                                                                                                                       |

## 9. 物理的及び化学的性質

- |                        |   |            |
|------------------------|---|------------|
| 物理状態                   | : | 液体         |
| 色                      | : | 淡褐色透明      |
| 臭い                     | : | 刺激臭        |
| 融点／凝固点                 | : | データなし      |
| 沸点又は初留点及び沸点範囲          | : | データなし      |
| 可燃性                    | : | 不燃性        |
| 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界      | : | データなし      |
| 引火点                    | : | データなし      |
| 自然発火点                  | : | データなし      |
| 分解温度                   | : | データなし      |
| pH                     | : | 1.0以下      |
| 動粘性率                   | : | データなし      |
| 溶解度                    | : | 水に任意の割合で溶解 |
| n-オクタノール／水分分配係数 (log値) | : | データなし      |
| 蒸気圧                    | : | データなし      |
| 密度及び／又は相対密度            | : | 1.04～1.14  |

相対ガス密度 : データなし  
粒子特性 : データなし

## 1 0. 安定性及び反応性

反応性 : 「危険有害反応可能性」を参照。  
化学的安定性 : 通常の取扱い条件においては安定である。  
危険有害反応可能性 : 強酸であり、塩基と激しく反応し、腐食性を示す。  
酸化剤と激しく反応し、有毒なガス(塩素)を生成する。  
多くの金属を侵し、可燃性の気体(水素)を生成する。  
避けるべき条件 : 混触危険物質との接触。  
混載危険物質 : 強酸、強アルカリ溶液、酸化剤、金属、可燃性物質、還元性物質、  
ガラスやセラミック等のシリコン含有素材  
危険有害な分解生成物 : 有毒なガス(塩素)、可燃性の気体(水素)

## 1 1. 有害性情報

急性毒性 : 経口 ATEmixの計算結果が2404mg/kgのため、区分5に該当。対象国危険有害性区分補正処理により区分5から区分に該当しないに変更。  
経皮 既知の成分がすべて同一の分類区分のため、区分に該当しないに該当。  
吸入 : ガス GHSの定義における固体である。区分に該当しない。  
吸入 : 蒸気 データ不足のため分類できない。  
吸入 : 粉じん、ミスト ATEmixの計算結果が4.24mg/lのため、区分4に該当。  
皮膚腐食性／刺激性 : 加成分方式が適用できる成分からの判定:区分1の成分合計が濃度限界(5%)以上のため、区分1に該当。塩酸はウサギを用いた皮膚刺激性試験で1～4時間ばく露により濃度次第で腐食性が認められている。マウスあるいはラットに5～30分ばく露により刺激性及び皮膚の変色を伴う潰瘍が起きている。ヒトでは軽度～重度の刺激性の報告、及び潰瘍や熱傷の発生を起こしたとの報告がある。  
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 : 加成分方式が適用できる成分からの判定:眼区分1の成分合計が濃度限界(3%)以上のため、区分1に該当。塩酸はウサギを含め複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激又は損傷性、腐食性を示すとの記述があり、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されている。  
呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 塩化水素が1%以上のため、呼吸器感作性:区分1に該当。  
生殖細胞変異原性 : データ不足のため分類できない。  
発がん性 : データ不足のため分類できない。  
生殖毒性 : データ不足のため分類できない。  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 塩化水素が1%以上のため、区分2(呼吸器系)に該当。  
塩酸はヒトで吸入ばく露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 塩化水素が1%以上のため、区分2(呼吸器系、歯)に該当。  
塩酸はヒトで反復ばく露を受け侵食による歯の損傷を訴え

た報告が多数認められている。一方では慢性気管支炎の発生頻度増加が報告されている  
誤えん有害性 : データ不足のため分類できない。

## 1 2. 環境影響情報

### 生態毒性

水生環境有害性 短期（急性） : 加算法の結果が濃度限界（25%）以上のため、区分2に該当。  
水生環境有害性 長期（慢性） : データ不足のため分類できない。  
残留性・分解性 : データ不足のため分類できない。  
生体蓄積性 : データ不足のため分類できない。  
土壌中の移動性 : データ不足のため分類できない。  
オゾン層への有害性 : 当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

## 1 3. 廃棄上の注意

### 廃棄物の処理方法

- ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- ・廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

### 汚染容器及び包装

- ・容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 1 4. 輸送上の注意

### 国際規制

国連番号 : 1789  
品名 : HYDROCHLORIC ACID  
国連分類 : 8（腐食性物質）  
容器等級 : II  
海洋汚染物質 : 塩化水素 施行例別表第一有害液体物質(Z類)

### 国内規制

海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。  
航空規制情報 : 航空法の規定に従う。  
陸上規制情報 : 消防法、毒物及び劇物取締法の規定に従う。  
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策 : 消防法、毒物及び劇物取締法の規定によるイエローカード携行の対象物  
輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。  
重量物を上積みしない  
緊急時応急措置指針番号※ : 154

※ 北米緊急時応急措置指針に基づく。米国運輸省が中心となって発行した「2008 Emergency

Response Guidebook (ERG 2008)」(一般社団法人日本化学工業協会によって和訳されている(発行元: 日本規格協会)に掲載されている。

## 1 5. 適用法令

|                          |   |                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労働安全衛生法                  | : | 特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号)(塩酸)<br>名称等を表示すべき危険有害物(法第57条、施行令第18条別表第9)(塩酸)<br>名称等を通知すべき危険有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(塩酸)<br>リスクアセスメントを実施すべき危険有害物(法第57条の3)(塩酸)<br>皮膚等障害化学物質等(規則 第594条の2 第1項)(塩酸)<br>腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)(塩酸) |
| 化学物質排出把握管理促進法(P R T R 法) | : | 非該当                                                                                                                                                                                                                             |
| 毒物及び劇物取締法                | : | 非該当                                                                                                                                                                                                                             |
| 消防法                      | : | 非該当                                                                                                                                                                                                                             |
| 港則法                      | : | 施行規則第12条 危険物の種類を定める告示 腐食性物質                                                                                                                                                                                                     |
| 航空法                      | : | 施行規則第194条危険物告示別表第1 腐食性物質                                                                                                                                                                                                        |
| 船舶安全法                    | : | 危規則第3条危険物告示別表第1 腐食性物質                                                                                                                                                                                                           |
| 大気汚染防止法                  | : | 特定物質(法第17条第1項、政令第10条)                                                                                                                                                                                                           |
| 海洋汚染防止法                  | : | 塩化水素 施行例別表第一有害液体物質(Z類)                                                                                                                                                                                                          |

## 1 6. その他の情報

### 引用文献

- ・化学物質総合情報提供システム(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)
- ・原料のSDS
- ・JIS Z 7252 : 2019
- ・JIS Z 7253 : 2019
- ・日本産業衛生学会“許容濃度の勧告”
- ・化学品法令集 化学工業日報社
- ・11892化学商品”化学工業日報社(1992)
- ・日本ソーダ工業会保安常任委員会編“安全な塩酸の取扱い”日本ソーダ工業会(1982)
- ・日本ソーダ工業会保安常任委員会編“塩酸輸送設備取扱いマニュアル”ソーダ工業会(1982)

### 責任の限定

本記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、危険性、有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意してください。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用してください。ここに記載した GHS 分類区分の算出根拠は、現時点における日本公表データです。

なお、この情報は新しい知見に基づき予告なしに改訂されることがあります。